



平成29年12月5日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 重田 衛
(コード番号 5103 東証第二部)
問合せ先 取締役財務総務担当 庄司 友彦
(TEL. 04-7131-0181)

(経過報告) 子会社のGroup Lease PCLがJトラスト株式会社のニュースリリースに関する追加説明を公表したことに關するお知らせ

当社子会社のGroup Lease PCL (以下、「GL」) は、本日、Jトラスト株式会社 (以下、「Jトラスト社」) が平成29年11月30日に公表したニュースリリースに関する追加説明を公表いたしましたので、お知らせいたします。

(以下、GL が公表した内容の翻訳となります。)

2017年11月30日にJトラスト株式会社が発表しましたニュースリリース「2016年6月6日並びに2016年12月1日にJ Trust Asia PTE LTD (以下、「JTA」) と Group Lease PCL (以下、「当社」) で合意した1億8千万米ドル相当の転換社債発行の投資契約の解除及び全額返済の意向」に関して、当社から追加でご説明いたします。本件は、タイ証券取引所から当社に対して、当該投資契約の条件について更なる情報の提供と説明の要請があり、それを受けての発表となります。

当該投資契約の諸条件等については、以下の通りです。なお、以下の条件詳細は、当社のニュースリリース「GL14/2559 (2016年6月24日)」、「GL17/2559 (2016年8月2日)」、「GL34/2559 (2016年12月6日)」にて既に発表している内容に沿っております。

2016年6月6日付 投資契約

単位	1,300個
種別	優先転換社債、無担保、代表者なし
オファー価格	1単位につき10万米ドル
額面金額	1単位につき10万米ドル
発行日	2016年8月1日
期間	発行日から5年（2021年8月1日まで）
金利	年利5%
転換価格	40タイバーツ
転換期間	各四半期の最終日
期日前償還	<p><u>当社による早期償還について</u></p> <p>・発行日から2年経過以降で満期日までの期間に、当社は早期換金の権利をいつでも有し、どのような（あるいはすべての）転換社債についても、早期償還の時期に発生している利息を含めた価格にて換金することができる。ただし、当社の早期償還通知の受領から10日以内に社債の転換を権利を保有者が行使した場合、当社による転換社債は喪失するものとする。</p> <p><u>保有者による転換社債の期日前償還について</u></p> <p>・以下の一つないし二つの事象の発生の折は、当社は償還を行い、転換社債の保有者は当社にたいし期日前償還をいかなる時期においても請求し、転換社債の元本金額と期日前償還時において発生している利息を請求できる。</p> <p>(a) 支配権の変更：支配権の変更が起こるとき、または</p> <p>(b) 上場廃止：(i) 株式の上場廃止がタイ証券取引所にて認められた；あるいは (ii) 30日またそれ以上の連続日でタイ証券取引所で取引が停止された場合、そしてそれらの取引停止がタイ証券取引所の業務停止に原因するものではない場合</p> <p>「支配権の変更」は所有権ならびに支配権に変更があった場合であり、最低でも全体の50%の(x)株または(y)投票権に変更があった場合を指す。あるいは発行日における当社の取締役会の半数以上が入れ替わった場合を指す。</p>

2016年12月1日付 投資契約

単位	500個
種別	優先転換社債、無担保、代表者なし
オファー価格	1単位につき10万米ドル
額面金額	1単位につき10万米ドル
発行日	2017年3月20日
期間	発行日から3年（2020年3月20日まで）
金利	年利5%
転換価格	70タイバーツ
転換期間	各月の最終営業日
期日前償還	<p><u>当社による期日前償還</u></p> <p>・発行日から2年経過以降で満期日までの期間に、当社は早期償還の権利を有する。当社は償還の30日以上または指定の償還日から60日前に通知を行い、転換社債の元本価格ならびに発生している利息を含めた金額で償還を行う。ただし当社による償還から10日以内に保有者が社債の転換の権利を行使した場合、当社による転換は喪失するものとする。</p> <p><u>保有者による転換社債の期日前償還について</u></p> <p>・以下の一つないし二つの事象の発生の折は、当社は償還を行い、転換社債の保有者は当社にたいし期日前償還をいかなる時期においても請求し、転換社債の元本金額と期日前償還時において発生している利息を請求できる。</p> <p>(a)支配権の変更：支配権の変更が起こるとき、または</p> <p>(b)上場廃止：(i)株式の上場廃止がタイ証券取引所にて認められた；あるいは(ii)30日またそれ以上の連続日でタイ証券取引所で取引が停止された場合、そしてそれらの取引停止がタイ証券取引所の業務停止に原因するものではない場合</p> <p>「支配権の変更」は所有権ならびに支配権に変更があった場合であり、最低でも全体の50%の(x)株または(y)投票権に変更があった場合を指す。あるいは発行日における当社の取締役会の半数以上が入れ替わった場合を指す。</p>

上記の転換社債保有者の早期償還に関する権利の条件において、JTA が早期償還の権利を行使できる条件は整っておらず、当社に対して当該転換社債の早期返済の要求を行う条件も満たしておりません。

期日前償還の権利の内容に加え、投資契約締結において、当社は、当社の財務諸表と財務状況の正確性、関連法の順守状況を含めた詳細説明を行っております。詳細説明が実行されていない場合には、JTA による投資契約解除につながる場合があります。加えて、転換社債に関する条件面の説明では、契約不履行事由について定めております。その内容は、定められた期間において元本と利息の支払いができない場合（支払不履行）や条件の不履行において改善が行なわれない場合、定められた条件下における借入金返済不履行の場合などがそれに該当します。ただし、契約条件及び不履行に関する事項等についての当社弁護士の見解としては、現時点において、当該投資契約において JTA に提供した詳細説明は十分であり、同時に不履行事象が発生していない旨を確認しております。従って、当社は、JTA による投資契約の取消及び、当社への返済要求は行えないものと認識しております。

残念ながら投資契約の詳細に関しては、投資合意の守秘義務に基づき、これ以上の情報公開を行うことができません。当社が、守秘義務違反を起こした場合、JTA との投資契約の違反に該当する可能性があります。いかなる場合においても当社は、JTA に対し当社が投資契約に一切違反していない旨を説明していくと共に、返済の必要がない旨を説明してまいります。

これらの理由から、当社は投資契約に記載してある当社の義務及び JTA の権利を順守し、JTA から転換社債に関する正式な提案を受けた場合には、その提案内容を精査した上で、それぞれの提案を検討してまいります。

当社は、今後も J トラスト株式会社並びに JTA と必要に応じて更なる討議を重ねてまいります。

以 上